

令和元年度第1回

東京都衛生検査所精度管理（調査）検討委員会

会議録

令和元年5月28日
東京都福祉保健局

(午後 2時01分 開会)

○事務局 定刻になりましたので、ただいまから始めさせていただきたいと思います。

司会を務めさせていただきます医療安全課長の杉下でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、大変ご多忙中のところ、東京都衛生検査所精度管理検討委員会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

ただいまから、令和元年度第1回検討専門委員会を開催いたします。

まず、お手元に配付しております資料について確認させていただければと思います。座席表、クリップどめになっております次第、資料1、資料2、資料3があります。次いで、資料の4-1と4-2、最後に参考資料となります。参考資料の中に、委員名簿がございます。また、昨年度(平成30年度)の報告書をお手元にお配りしておりますので、確認をお願いいたします。

委員のご紹介をいたします。

まず、最初に、高木委員長でございます。

○高木委員長 高木でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局 続きまして、齋藤副委員長でございます。

○齋藤副委員長 齋藤でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局 続きまして、医師会から小林委員でございます。

○小林委員 東京都医師会の小林です。よろしくお願いいたします。

○事務局 続きまして、検査技師会から荒木委員でございます。

○荒木委員 荒木です。よろしくお願いいたします。

○事務局 続いて、東京都から吉田委員でございます。

○吉田委員 東京都健康安全研究センター所長の吉田でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局 続きまして、幹事をご紹介します。

東京都福祉保健局医療改革推進担当部長です。田中でございます。

○事務局 田中です。よろしくお願いいたします。

○事務局 私、医療安全課長、杉下でございます。

続いて、東京都健康安全研究センター精度管理室副室長、新藤でございます。

○事務局 新藤です。よろしくお願いいたします。

○事務局 同じく微生物部細菌研究科長の横山でございます。

○事務局 横山です。よろしくお願いいたします。

○事務局 皆様どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、本委員会設置目的についてご説明いたします。本委員会は、「東京都衛生検査所精度管理検討委員会設置要綱」に基づきまして、衛生検査所における精度管理の維持、向上に関する事項を調査、検討するために設置されております。

なお、本委員会の設置要綱第5に基づきまして、本委員会委員の任期は2年となっております。今年度もどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、議事に移りたいと思います。高木委員長、よろしくお願いいたします。

○高木委員長 それでは、議事をさせていただきます。よろしくお願い致します。

まず、次第の4の(1)につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局 資料の1をご覧いただきたいと思います。

衛生検査所の登録状況についてご報告いたします。平成31年4月1日現在の衛生検査所の登録数は、99施設となっております。内訳としては、公立が1、民間が98施設となっております。(2)3年間の推移ですけれども、平成28年が85、29年度が93、30年度99施設ということで、この3年間を通じて施設数は増加傾向にありまして、今年度、昨年度と同様過去最高数の登録状況となっております。

また、その次の平成30年度中の登録状況ですけれども、新規登録が6施設、廃止が6施設でございました。また、登録検査業務別衛生検査所数及び登録検査業務数別衛生検査所数については、3番目、4番目の表のとおりとなっております。

また、一番最後、平成30年度の精度管理調査(オープン調査)の参加状況については、5番目の表のとおりとなっております。

登録状況については以上でございます。

○高木委員長 ありがとうございます。何かご質問ございますか。

ここで、2と書いてあるところの登録状況で、新規が6で廃止が6というのは、同じ施設が廃止して登録をもう一回したという意味ですか。

○事務局 全く違う施設になっております。

○高木委員長 そうなんですか。

ご存じのように、医療法等一部が昨年12月1日から施行されまして、そのときに、一つは検査の業務が新しい分類になったということで、今、ご説明がありました。ここでいきますと、資料1の3番のところに、登録されている検査業務(旧分類)というのと、その下に、登録されている検査業務(新分類)とありますので、施設によっては新分類で登録しているところと旧分類で登録しているところがあります。上のほうを見ていただいて旧分類を見てみると、平成29年度、例えば、生化学が50施設が48施設になって少なくなっているんじゃないかとおもわれますが、新分類の生化学が3施設ありますので、実際は50施設が51施設になったということだそうです。

ですから、全く同じような形で、血清につきましても、血液につきましても、微生物についても決して減っているわけではなくて、増加しているということです。

○高木委員長 東京都からすると、どちらで登録しなきゃいけないというのは決まっているのですか。

○事務局 期限に定めのない経過措置ですので、旧分類のままでも大丈夫です。

○高木委員長 よろしくお願いします。ほかにございますか。どうぞ。

○小林委員 新しく増えたところっていうのは、やっぱり遺伝子関係とかそういう、今、簡易的な検査をいろんなところでやり出していますよね。そういうのが増えてきているんですか。よく尿だけでいろんなものを測ったりとか、あと、唾液とかそういうもので、いわゆる遺伝子系の検査がいっぱい流行っていますよね。そういうところが新しく増えている施設なんですか。

○事務局 そうです。

○小林委員 はい。

○事務局 出生前検査とか、遺伝子検査が増えました。

○小林委員 やはりそうなんですか。時代の流れですね。

○高木委員長 おそらく先生がおっしゃっているとおりだと思いますよ。

もっと言うと、新規登録の中には、あまり普通の検査はしないが、遺伝子染色体に特化したような検査を行っている検査センターは増えているんじゃないですかね。

ほかにございますか。

○齋藤副委員長 オープン調査参加施設数が、登録の施設数に比べると、いつも少ないですけれども、何か理由があるのでしょうか。。

○事務局 検査項目が特殊で、東京都で行う調査には参加する項目がないためという回答が多いです。

○齋藤副委員長 でも、生化などは一般的な検査ですよ。血清にしても。

○高木委員長 今、齋藤先生おっしゃったことでいくと、東京都は、定例監視で検査所に入りますよね。そこで検査の案内書をもってきてサーベイの項目と突き合わせしているんですか。検査登録しているにもかかわらず、我々のサーベイに参加しないということは、やはり問題ですよ。

そのことについてホームページ上で公開するとかしてもいいんじゃないですか。サーベイ結果を持っていけば、定例監視に入る時も、あなたの所はこうでしたよね、これについてどうですかという質問が出来ますので、書類審査だけということはなくなります。やはり齋藤先生、小林先生もおっしゃっているように、全部が参加してくれるのが一番いいではないですか。生化学だって、いろいろ項目がありますから、うちはこれとこれしかやっていないといたら、それだけで結構ですから参加してくださいと言えればいいと思います。ご検討ください。お願いします。

そのほかに何かありますか。よろしいですか。

(なし)

○高木委員長 はい。ありがとうございました。

それでは、続きまして、4の(2)についてお願いします。

○事務局 平成30年度精度管理講習会について簡単にご報告させていただきます。

昨年度の衛生検査所精度管理講習会ですが、都内、それから都外の施設合わせまして、全部で79施設の参加がございました。ご協力ありがとうございました。

今年度の講習会については、来年令和2年の3月13日金曜日の1時からの開催を予定しております。場所は、昨年と同じ茗荷谷にございます東京都社会福祉保健医療研修センターを予定しております。

精度管理講習会については、以上でございます。

○高木委員長 ありがとうございます。何かご質問ございますか。

これも79ということは、全部で99あるのに79ということは、20施設は参加していないということですよ。これもやっぱり参加してもらおうようにしていただいたほうがいいんじゃないですか。

特別監視には入ったことがあるんですけど、定例監視については、あまり聞いていないのでよくわかりませんが、精度管理講習会、精度管理調査に参加してもらっている情報を入手していただかなきゃいけないのに。20施設は何しているのということにはなります。昨年の12月1日から医療法の一部改正になりましたので、これももう待たないです。我々もいろんなところで話をしていますが、検査センターも義務になっているんだよと言っております。だから、普通の一般の検査室もこれから参加しなければいけないですよと言っているときに、義務になっているにもかかわらず20施設が出てこないというのは、これはやはり、あまりよくないのではないですかね。

そのあたりは、また詳しい情報があったら教えてください。

○事務局 参加しない施設は特殊検査が多いそうです。

○高木委員長 わかります。特殊検査ではありますけれど、精度管理とは何ぞやというのがよく理解できていない方が検査していると、正しい検査結果が患者さんのところに返らないということがありますので、よろしくお願いします。

じゃあよろしいですか。

(なし)

○高木委員長 続きまして、4の(3)をお願いいたします。

○事務局 そうしましたら、資料の2ですね。A4横の計画表のほうをごらんください。今年度の精度管理調査の実施計画についてご説明をいたします。

こちらの表、5月28日が本日になりますけれども、委員会開催をして、実施計画について了承をしていただきます。具体的には、一番下の実施事項になります。

今年度は、6月にブラインド調査の第一回目を行います。第二回、三回を7月中旬、下旬を予定しております。また、オープン調査については、7月の下旬を実施と考えております。

調査内容と調査方法につきましては、専門委員会で検討いただき、本年度も昨年度と同規模で実施したいと考えております。特別監視については、これも例年どおり6月から7月を予定しております。

以上です。

○高木委員長 ありがとうございます。スケジュールと調査計画につきましてお話を伺

いましたが、何かご質問がございますか。よろしいですか。

(なし)

○高木委員長 ありがとうございます。

○事務局 特別監視の件でご提案があります。資料2の2ページをご覧ください。

昨年度の精度管理調査の結果と監視指導結果に基づき選定された、今年度の特別監視指導対象11施設の選定理由について記載してございますが、今年度につきまして、1施設追加させていただきたいという提案でございます。

下の対象1施設追加案というところをご覧ください。施設Lは、昨年度特別監視でしたが、その際、検査室の法令不備が見られ、検討専門委員会で再度特別監視対象の候補に上がりましたが、選定はされませんでした。

しかし、監視の際の持ち込み検体の測定値に問題があり、その後の改善も見られないため、専門委員から再度の監視の必要性を考慮して欲しいというご意見をいただきました。

詳細をご説明いたしますので、よろしければ追加のご承認をお願いいたします。

○事務局 この施設の経緯をご説明いたします。この施設は、平成29年度で定例監視に入っておりますが、既知検体の生化学的検査について測定してもらったところ、40項目中、19項目外れておりました。その後に、平成30年6月に機器の更新を行ったとの報告がございました。

30年度に特別監視として、再度立入監視を行っております。この特別監視の理由としては、平成29年度の生化学的検査になるんですが、こちらは、機器更新前の結果になります。更新後の機器で既知検体を測定してもらったところ、複数項目で2SDを超えるということがございました。特にγ-GTに関しては、当日施設が測定していたコントロールも外れていたということで、キャリブレーションを行ってほしいというふうをお願いしたんですが、ちょっとキャリブレータがないという、キャリブレータを持っていなかったという施設になります。そのため、キャリブレータを買って、キャリブレーションを実施して、その後実施後に改善が確認できるまでγ-GTの検査の中止を指導いたしました。

その後、施設からキャリブレーションを行って、コントロールの測定値が管理限界線内であることが確認できたので、検査を再開したというふうに報告書が提出されました。

この施設は、12月の検討専門委員会で、今年度の特別監視候補としては挙がってはいるんですが、選定には至りませんでした。

次いで、1月の監視の専門委員会で、施設からの改善についてご報告を上げたところ、報告書だけではなくて、改善状況を実際に東京都がきちんと確認すべきといったご意見をいただきました。

そこで、特別監視が、こちら8月2日に立ち入っているんですが、8月2日の立入前後のγ-GTの精度管理状況がわかるような資料と、新たに既知検体6本の測定結果を

2月に求めました。また、同時期に法改正に伴う標準作業書の提出がございましたため、こちらの確認も行っております。今回は、このご報告になります。まず、既知検体の測定結果ですが、114項目中18項目で基準範囲を外れておりました。標準作業書については、X-Rs管理図を作成していたんですが、作成方法が不適切でした。また、コントロール値が逸脱しても原因の追及や改善を行っておらず、不適合時の対応についても記載がございませんでした。以上の結果から、この施設に関しては、特別立入監視として候補に追加できないかというご提案になります。

○高木委員長 ありがとうございます。いかがでしょうか。何かございますか。

このキャリブレータが未実施というのは、これはどういう施設なんですか。

○事務局 ふだんの検体は、その施設では測定せずに、二次委託先のラボで測定しているんですが、緊急検体のみこちらの施設で測定するという小さな施設になります。

○高木委員長 理解しました。そういった状況だから、一番危ないの。だって、先生方は一番緊急検査を大事にしているわけじゃない。すぐに測定してもらおうかと出した検体がずれていたら意味ないですよ。普通のは、ずれているのは、まあまあ、まだしもとして。大体今患者さんが、どういう状況にあるかというのとすると、例えば、高ナトリウム血症なのにもかかわらず、ナトリウムが基準値になっちゃいますよと、異常がないですよということになるということだもの、これ。それは困るよね。これは、特別監視で入るときには、これはどうするの。今新しい機器に変更しました、また既知検体を持って行って測定しました。それで、測定値が外れていましたというときは、もう、検査を行ってはいけないということですよ。説明によると、γ-GTについて検査中止と言って、しばらくγ-GTは測定しなかったんでしょう。でも受託した検体の結果は出しているんですよ。この施設では測定せず、二次委託先に委託して、結果を医療機関へ出しているんですよ。

○事務局 はい。

○高木委員長 では、これはどうしますかね。

○事務局 今回この施設が特別監視の対象になって、監視後にまたこういった問題があった場合にどうするかというお話だと思うんですけど、法律を読み込んだ限りでは行政指導までおこなわなければならないという状況になっています。

○高木委員長 いやいや、もう、それはもう十分理解しています。理解しているんですけど。

○事務局 検査業務停止とか、そこまでは難しいかとも思います。

○高木委員長 いや、それはそうなんです。もうホームページ上にこんな施設があると監視報告等を書くとかですね。匿名なのか、それとも名前を出すのかは分かりませんが。

というのは、報告の公表をしないと、いつまでたっても解決しませんよ。実を言えば、我々が監視に入って、一番怒りを覚えるのは、こういった問題がある施設が「私たちは

ここで測定を行っていません。ちゃんともっといい結果を出す施設に委託をしていますから」と言い逃れをしてしまうところです。我々が、「あなたのところで検査を受注しているんだから、あなたのところが最終的な責任者なんですよ」と言っても、全然理解をしていただけない施設が数多いるわけですよ。そうすると、報告書を書いてもらったり、どこかで公開するなりしていただかないと、いつまでたっても、施設側が「行政指導だけだから、今だけやり過ぎしてしまえばいいよ」と、それで終わってしまうんじゃないかなと思っているわけです。

しかも、先ほど申し上げたように、12月1日から医療法の一部が改正されたので、もう他の施設もきちっとやらなきゃいけないと言っているにもかかわらず、その一番根幹となる検査センターが改善しないと、いけないと思いますよ。

それから、法改正に伴う標準作業書の確認のところで、 \bar{x} と、これは x じゃなくて \bar{x} ですね。

○事務局 はい。

○高木委員長 小文字の x の上に \bar{x} をつけてください。 R_s は、 R_s とは言っていますが、実際は $\bar{x} - R_s - R$ です。もともと $\bar{x} - R$ なので。 R_s というのは、前日との差なんです。この施設は精度管理自体はやっていると思うので、 $\bar{x} - R_s - R$ 管理図と訂正になりますね。これはもう施設が全然わかっていないと思われま。おそらくコントロールというよりも管理試料でしょう。きっと管理試料を1カ月間ずっとはかっていて、最後に平均値とSDを出しているんじゃないですか

統計学的に外れるというのは、そんなに起きないはずですよ。だって、1カ月の平均でやっているから。これは、やり方を知らないのではないですか。特別監視時に、専門委員はこの精度管理方法について、指導しているんですか。平成30年度に入ったときに、監視委員の方がどういう $\bar{x} - R_s$ 管理をやっているのかと言っていて、こんな管理方法で何を言っているんだみたいなことを言っているんですか。

○事務局 平成29年度のときも平成30年度に関しても、計算方法がおかしいということは、専門委員が指摘しております。指導しているのですが、改善はしていない状況です。

○高木委員長 できていない。はい、わかりました。何かご質問ございますか。

齋藤先生、どうぞ。

○齋藤副委員長 これは大手の下請ですか。

○事務局 そうです。

○齋藤副委員長 下請なんですよ。あんまりひどければ、例えば東京都医師会を通じて、こういう検査所があるとかという情報を流してもいいということであれば、流したいという感じはします。

○高木委員長 いや、そうですよね。

○齋藤副委員長 余りにもひどいですよね。

○高木委員長 いや、齋藤先生、小林先生のような方が東京都医師会の方には多いので、これは何てことだと考える先生が多いので、東京都医師会のほうにも載せちゃうよというのは、あるのかもしれませんがよ。

荒木先生、何かありますか。

○荒木委員 このデータが悪いという報告を聞く限り、再現性がきつとすごく悪いと思うんですね。分析装置。全然データに信憑性がないというか。普通に今、普通に分析装置を使っていれば、いい精度で測れるはずなんですけれど、これ、どんなことになっちゃっているのかなと。逆にそこに行ってちょっと見てみたいですよ。

○高木委員長 そうですよ。おっしゃるとおりですね、これは。今、かなり機械がよくなったので、通常、普通のとおり、機械メーカーさんが言っているように、もう試薬メーカーさんが言っているような形でちゃんと操作をすれば、そこそこの基準範囲内に入るんですよ。こんなにSDが外れるのは、荒木先生がおっしゃるように、もう使い方を全く知らない。もっとも、上に書いているキャリブレーションもやっていないし、キャリブレーションがないということ自体も、何かちょっと異常ですよ。

わかりました。何かこの委員会では、これを特別監視のほうに施設に加えていいですかというのをご議論していただきたいということなので、よろしいですかね。

(異議なし)

○高木委員長 ということですので。

○事務局 はい。ありがとうございました。

○高木委員長 よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、今度は遺伝子に入るのかな。よろしくをお願いします。

○事務局 遺伝子アンケートの集計結果について、資料の3の6枚綴りのものをご覧いただけますでしょうか。

平成31年2月に都内登録衛生検査所99施設とオープン調査参加の都外の衛生検査所8施設、これの合計107施設について対象に、遺伝子関連、染色体検査に関するアンケートを実施いたしました。その結果になります。107施設中87施設から回答がございまして、回答率は81.3%でございました。

まず、表1は遺伝子検査の受託状況になります。受託施設は、病原体核酸検査が都内と都外、合わせて41施設と一番多くなっております。また、体細胞遺伝子検査、生殖細胞系列遺伝子検査、染色体検査、については、大体20から30施設ほど受託してございました。

続きまして、表2は、受託している場合の日常検査の実施場所になります。まず、病原体核酸検査でございしますが、自施設で実施している施設が非常に多くございました。その他の遺伝子検査につきましては、外部委託をしている施設が多いという結果になっております。

表3は受託検査で使用している試薬です。

2 ページで、表 4 と表 5 は、方法や精度管理方法についてのアンケートを実施した結果になっております。後ほどご覧いただければと思います。

表 5 は、外部精度管理ですが、CAP サーベイを受けている検査所が非常に多くございました。それぞれの検査の内容については表 5 に示してあるとおりになっております。

3 ページは病原体核酸検査、各検査項目の受託検査所数になります。都内の衛生検査所のうち、自施設での実施が多かった項目は、1 番の林菌、2 番のクラミジア・トラコマチス、18 番のノロウイルスでございました。

4 ページは、遺伝子検査の受託件数になります。件数では、2 番のクラミジア・トラコマチスと 8 番の HBV が都内衛生検査所の自施設で実施している件数が約 80 万件と非常に多かったという結果になりました。また、クラミジアは、都外の自施設と合わせますと 100 万件を超えておりました。クラミジアと HBV ですね。クラミジアと HBV については、都外を合わせますと 100 万件を超えているという状況でございました。

その他、9 番の HCV が約 30 万件。1 番の林菌と 13 番の HPV が約 20 万件。3 番の結核菌が約 15 万件。さらに、18 番のノロウイルスは約 13 万件という結果でございました。

5 ページは、体細胞、生殖細胞、染色体検査の各項目についての受託検査所数となっております。この中では、悪性腫瘍遺伝子検査、染色体検査を受託している施設が多くございました。

最後に 6 ページは受託件数になります。件数としては、19 番の染色体検査が多く、約 25 万件でございました。

アンケートの集計結果については、以上となります。

○高木委員長 ありがとうございます。何かご質問はありますか。

これはアンケートをしたら、このぐらいの施設では、こういう具合の項目について検査をしています、最終的に集計をすると、このぐらいの 100 万件以上がもうやっているということですけど。そういう結果ということですね。

何かありますか。よろしいですか。

(なし)

○高木委員長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、東京都で精度管理の調査の実施要綱改正についてということで、よろしくお願ひします

○事務局 資料の 4-1 をご覧ください。実施要綱の一部改正を行いましたのでご説明いたします。

まず、1 点目は検査項目、第 4 というところです。昨年度の医療法及び臨床検査技師法等に関する法律が執行になり検査分類が変わったことに伴い、一部検査項目の部分を改正したものとなります。免疫と尿・糞便等一般検査と遺伝子関連検査・染色体検査ということになります。

2点目が2ページ第8、調査結果でございます。結果の反映の部分を昨年度より検討をさせていただいていましたが、報告書の内容をインターネットの利用その他適切な方法により公表するという事で修正をさせていただきます。

具体的には、お手元に事業報告書をお配りしてはいますが、この報告書につきましては、295ページに参加施設の名簿を掲載しております。従来、この名簿を省いた形でネット上に公開をしておりましたが、名簿も含めて平成30年度分からネット上に公表して、検査所の結果がわかるようにしたいと思っており、要綱にも反映をしたところでございます。適用は本日からいたします。

続きまして、4ページ、参加の費用もあわせて改正を予定しております。

まず一番目、生化学的検査、9,000円としております。前回との対比として、資料4-2の一番最後の3ページに新旧対照表をつけてございます。これまで1万8,000円だったのを9,000円ということでございます。2番目の免疫学的検査については、血清学的検査から名称を変更しております。4番目の微生物学的検査が1,000円から3,000円に変更をしております。同じく7番目の組織診検査、1,000円から4,000円に変更をしております。また、8番目、尿・糞便等一般検査（寄生虫検査）、従来の寄生虫学的検査から名称を変更しております。最後、9番目は、追加項目になりまして、遺伝子検査（病原体核酸検査）を新たに9,000円と設置をしたものになります。

私からの説明は以上になります。

○高木委員長 ありがとうございます。何かご質問はございますか。

どうぞ。

○齋藤副委員長 この報告書、福祉保健局のどこかに載っているのですか。もう既に載っていますか。

○事務局 平成30年度の方はまだ掲載していないのですが、平成29年度から東京都福祉保健局のホームページの、東京都衛生検査所精度管理事業のページに「東京都衛生検査所精度管理事業報告書」というタイトルで掲載しております。

○齋藤副委員長 東京都福祉保健局のホームページですね。

○事務局 はい。

○齋藤副委員長 そうですね。今まで資料が多くてなかなか分からないという感じだったので、これは、東京都医師会のホームページからリンクしても構わないのですか。

○事務局 大丈夫です。

○齋藤副委員長 大丈夫ですか。

○高木委員長 それは大事ですよ。どういう具合に見ればいいのかというのが、一般の方がよく理解できていないと、全然公開していても本当に公開にならないということになりますので。

よろしいですかね。1万8,000円が9,000円になって、遺伝子検査が9,000

0円となると、遺伝子検査というのは、これ全部強制ですか。

というのは、臨床化学とか血液は、割と多く検査されています。遺伝子検査は、すごく限られていますよね。他の施設に委託しているというのを入れるともうかなりの数になりますけれど。そうすると、これを今やったところの値段でいって9,000円というのは、じゃあ10施設しかその検査を受けないのに、9,000円で出来ますかね。40施設、30施設ぐらい参加すれば、9,000円でいけると思うのだけれど。おそらく単価が高くなりますよね。調査試料も作成するんですか。

○事務局 東京都で病原体検査試料はつくります。

○高木委員長 病原菌のほうの核酸検査しか今のところしないうもりですものね。

○荒木委員 今回HBウイルスを対象としますか。項目としては。そうすると、さっきのアンケートで、自分の施設でやっているところは9施設だけですね。

○高木委員長 9,000円というのは、実は安いんです。他のところでも、CAPなどでは、こんな値段ではやってくれませんので。

○事務局 できるだけたくさんの方に参加していただいて……

○高木委員長 いいですか。先ほどお話しになったように、重要なのは、2ページ目のところの第8になると思うのですけれど。ただ検査室に通知するだけではなくて、ホームページ上にも出しますよということです。あとは、先ほど齋藤先生がおっしゃったように、今度は医師会のほうからもリンクできるということですので、いいのではないかと考えています。

ということで、ではよろしいですかね。

(異議なし)

○高木委員長 はい。わかりました。ありがとうございました。

それでは、一つだけ皆さんのほうにお諮りをしたいのは、今討議していただきました中の第3ですね。令和元年度東京都衛生検査所精度管理調査の実施計画についてです。その実施のための具体的事項につきましては、専門委員会に付託するというところでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○高木委員長 はい。ありがとうございました。

きょう議論していただきましたけど、そのほかに何か皆さんのほうでこれは言っておきたいということがありましたら、言っていただきたいと思えますけど。よろしいですか。

(なし)

○高木委員長 それでは、司会進行を事務局のほうにお返しします。

○事務局 ありがとうございました。

次回の委員会の開催についてなんですけれども、2月4日火曜日予定しております。開始時間は、本日と同じく午後2時からとなっておりますので、また開始日が近づきま

したら、事務局のほうから開催通知をお送りいたしますけども、予定のほうを入れておいていただければと思います。

お忙しいところ、本日は委員会のほうをありがとうございました。

また、この後、引き続き15時から専門委員会のほうを開催させていただきますので、こちら、引き続きの委員の皆様方はよろしくお願ひできればと思います。

本日はまことにありがとうございました。

(午後 2時55分 閉会)